

現行	変更の案
<p>第1 都市景観協議地区の名称 みなとみらい<u>21</u>新港地区都市景観協議地区</p>	<p>第1 都市景観協議地区の名称 みなとみらい<u>21</u>新港地区都市景観協議地区</p>
<p>第2 省略</p>	<p>第2 省略</p>
<p>第3 魅力ある都市景観を創造するための方針</p> <p>みなとみらい<u>21</u>新港地区（以下、「新港地区」という。）では、近代港湾発祥の地としての歴史性を<u>活かし</u>、赤レンガ倉庫をはじめとする歴史的資源を保全・活用した街づくりをすすめてきた。また、中層で広がりのある景観づくりを行い、隣接するみなとみらい<u>21</u>中央地区における現代的な超高層ビル群の形成による新しい街づくりと対比させることで、歴史的景観と背後の超高層の街並みが立体的に見え、時間的、空間的な奥行きの感じられる景観をつくってきた。</p> <p>新港地区の特徴としては、業務・商業が集積した中心地に隣接した立地にありながら、港湾機能を有し、水域に囲まれた“島”として、独自の領域性を持つことが挙げられる。この特徴を活かすため、周辺地区との連続性を保ちながらも、地区の玄関口として意識できるよう橋やその周辺を演出し、水際にプロムナードを設けることで、魅力的な水際空間を創出してきた。</p> <p>このようなこれまでの取り組みを発展させ、さらに、新港地区の特徴を<u>活かした景観形成</u>を図るために、赤レンガ倉庫への見通し景観の確保や、対岸や海上から見た景観の演出、周辺の超高層ビル群からの見下ろし景観への配慮などが必要となっている。</p> <p>これら地区の特徴を伸長し、新港地区の街並みをさらに魅力的なものとするため、次の3つの方針に基づき、世界に誇れる横浜の顔となる都市景観づくりを行う。</p>	<p>第3 魅力ある都市景観を創造するための方針</p> <p>みなとみらい<u>21</u>新港地区では、近代港湾発祥の地としての歴史性を<u>生かし</u>、赤レンガ倉庫をはじめとする歴史的資源を保全・活用した街づくりをすすめてきた。また、中層で広がりのある景観づくりを行い、隣接するみなとみらい<u>21</u>中央地区における現代的な超高層ビル群の形成による新しい街づくりと対比させることで、歴史的景観と背後の超高層の街並みが立体的に見え、時間的、空間的な奥行きの感じられる景観をつくってきた。</p> <p>みなとみらい<u>21</u>新港地区の特徴としては、業務・商業が集積した中心地に隣接した立地にありながら、港湾機能を有し、水域に囲まれた“島”として、独自の領域性を持つことが挙げられる。この特徴を活かすため、周辺地区との連続性を保ちながらも、地区の玄関口として意識できるよう橋やその周辺を演出し、水際にプロムナードを設けることで、魅力的な水際空間を創出してきた。</p> <p>このようなこれまでの取り組みを発展させ、さらに、<u>みなとみらい21</u>新港地区の特徴を<u>生かした景観形成</u>を図るために、赤レンガ倉庫への見通し景観の確保や、対岸や海上から見た景観の演出、周辺の超高層ビル群からの見下ろし景観への配慮などが必要となっている。</p> <p>これら地区の特徴を伸長し、<u>みなとみらい21</u>新港地区の街並みをさらに魅力的なものとするため、次の3つの方針に基づき、世界に誇れる横浜の顔となる都市景観づくりを行う。</p>

現行	変更の案
I～II 省略	I～II 省略
III “島”としての個性の演出 ⑤ 歴史やみなとらしさを <u>活かした</u> シークエンス景観をつくる。 ⑥、⑦ 省略	III “島”としての個性の演出 ⑤ 歴史やみなとらしさを <u>生かした</u> シークエンス景観をつくる。 ⑥、⑦ 省略
第4 都市景観形成行為 次に掲げる行為を都市景観形成行為とする。 (1)～(5) 省略 (6) 特定照明	第4 都市景観形成行為 次に掲げる行為を都市景観形成行為とする。 (1)～(5) 省略 (6) 特定照明 <u>(都市景観協議地区図に示す赤レンガ倉庫又はハンマーへッドクレーンについて行うものに限る。)</u>
第5 特定都市景観形成行為 次に掲げる行為を特定都市景観形成行為とする。ただし、設置期間が <u>90</u> 日以下の催事等のために一時的に設置する場合は、この限りでない。 (1) 都市景観協議地区図に示すA地区（以下、「A地区」という。）において、高さが31mを超える建築物の新築又は移転 (2) 都市景観協議地区図に示すB地区（以下、「B地区」という。）において、高さが20mを超える建築物の新築又は移転 (3)～(6) 省略	第5 特定都市景観形成行為 次に掲げる行為を特定都市景観形成行為とする。ただし、設置期間が <u>90</u> 日以下の催事等のために一時的に設置する場合は、この限りでない。 (1) 都市景観協議地区図に示すA地区（以下「A地区」という。）において、高さが31mを超える建築物の新築又は移転 (2) 都市景観協議地区図に示すB地区（以下「B地区」という。）において、高さが20mを超える建築物の新築又は移転 (3)～(6) 省略
第6 行為指針	第6 行為指針
1 高さに関する事項 (1) A地区において、建築物の高さが31mを超える場合は、新港地区内及び	1 高さに関する事項 (1) A地区において、建築物の高さが31mを超える場合は、 <u>みなとみらい</u>

現行	変更の案
<p>対岸から赤レンガ倉庫や海への眺望を阻害せず、周辺に圧迫感を与えないよう形態意匠を工夫する。</p> <p>(2) A地区において、土地に定着する工作物で高さが31mを超えるもの又は建築物に定着する工作物で当該工作物の最上部の高さが地盤面から31mを超えるものは、新港地区内及び対岸から赤レンガ倉庫や海への眺望を阻害せず、周辺に圧迫感を与えないよう形態意匠を工夫する。</p> <p>(3) B地区において、建築物の高さが20mを超える場合は、新港地区内及び対岸から赤レンガ倉庫や海への眺望を阻害しないよう形態意匠を工夫する。</p> <p>(4) 土地に定着する工作物で高さが20mを超えるもの（A地区を除く。）又は建築物に定着する工作物で当該工作物の最上部の高さが地盤面から20mを超えるもの（A地区を除く。）は、新港地区内及び対岸から赤レンガ倉庫や海への眺望を阻害しないよう形態意匠を工夫する。</p>	<p><u>2.1</u> 新港地区内及び対岸から赤レンガ倉庫や海への眺望を阻害せず、周辺に圧迫感を与えないよう形態意匠を工夫する。</p> <p>(2) A地区において、土地に定着する工作物で高さが31mを超えるもの又は建築物に定着する工作物で当該工作物の最上部の高さが地盤面から31mを超えるものは、<u>みなとみらい21</u>新港地区内及び対岸から赤レンガ倉庫や海への眺望を阻害せず、周辺に圧迫感を与えないよう形態意匠を工夫する。</p> <p>(3) B地区において、建築物の高さが20mを超える場合は、<u>みなとみらい21</u>新港地区内及び対岸から赤レンガ倉庫や海への眺望を阻害しないよう形態意匠を工夫する。</p> <p>(4) 土地に定着する工作物で高さが20mを超えるもの（A地区を除く。）又は建築物に定着する工作物で当該工作物の最上部の高さが地盤面から20mを超えるもの（A地区を除く。）は、<u>みなとみらい21</u>新港地区内及び対岸から赤レンガ倉庫や海への眺望を阻害しないよう形態意匠を工夫する。</p>
2 省略	2 省略
<p>3 水際空間の確保に関する事項</p> <p>(1)、(2) 省略</p> <p>(3) 「水際線プロムナード」は、橋に接する部分において、新港地区の玄関として特徴ある橋詰め広場を創出する。</p> <p>(4) 橋詰め広場に面する建築物は、新港地区の玄関として次の工夫を行う。</p> <p>ア 建築物は、新港地区の玄関であることが感じられる形態意匠とす</p>	<p>3 水際空間の確保に関する事項</p> <p>(1)、(2) 省略</p> <p>(3) 「水際線プロムナード」は、橋に接する部分において、<u>みなとみらい21</u>新港地区の玄関として特徴ある橋詰め広場を創出する。</p> <p>(4) 橋詰め広場に面する建築物は、<u>みなとみらい21</u>新港地区の玄関として次の工夫を行う。</p> <p>ア 建築物は、<u>みなとみらい21</u>新港地区の玄関であることが感じられ</p>

現行	変更の案
<p>る。</p> <p>イ 省略</p> <p>(5)～(8) 省略</p>	<p>る形態意匠とする。</p> <p>イ 省略</p> <p>(5)～(8) 省略</p>
<p>4 街並み形成に関する事項</p> <p>(1)～(7) 省略</p> <p>(8) 都市景観協議地区C地区においては、みなととしての機能を尊重しながら、新港地区の歴史が感じられる空間づくりを行う。</p>	<p>4 街並み形成に関する事項</p> <p>(1)～(7) 省略</p> <p>(8) 都市景観協議地区<u>に示す</u>C地区においては、みなととしての機能を尊重しながら、<u>みなとみらい21</u>新港地区的歴史が感じられる空間づくりを行う。</p>
<p>5 建築物等のデザインに関する事項</p> <p>(1)、(2) 省略</p> <p>(3) 建築物は、歴史やみなとらしさを演出する個性と風格のある形態意匠とする。</p> <p>ア 新港地区全体としてまとまりのある景観を創出するため、歴史的シンボル施設である「赤レンガ倉庫」に象徴される歴史的資源と調和する形態意匠とする。</p> <p>イ “島”としての立地を<u>活かし</u>、海や対岸からの眺望に配慮した形態意匠とする。</p> <p>ウ 省略</p> <p>エ 新港地区の入口に位置する建築物は、“島”的玄関が感じられる形態意匠とする。</p> <p>オ 省略</p> <p>(4)～(6) 省略</p> <p>(7) 工作物は、新港地区内の建築物と調和し、歴史やみなとらしさを演出す</p>	<p>5 建築物等のデザインに関する事項</p> <p>(1)、(2) 省略</p> <p>(3) 建築物は、歴史やみなとらしさを演出する個性と風格のある形態意匠とする。</p> <p>ア <u>みなとみらい21</u>新港地区全体としてまとまりのある景観を創出するため、歴史的シンボル施設である「赤レンガ倉庫」に象徴される歴史的資源と調和する形態意匠とする。</p> <p>イ “島”としての立地を<u>生かし</u>、海や対岸からの眺望に配慮した形態意匠とする。</p> <p>ウ 省略</p> <p>エ <u>みなとみらい21</u>新港地区的入口に位置する建築物は、“島”的玄関が感じられる形態意匠とする。</p> <p>オ 省略</p> <p>(4)～(6) 省略</p> <p>(7) 工作物は、<u>みなとみらい21</u>新港地区内の建築物と調和し、歴史やみな</p>

現行	変更の案
る個性と風格ある形態意匠とする。	とらしさを演出する個性と風格ある形態意匠とする。
6 色彩に関する事項 建築物の外壁及び工作物の色彩は、マンセル表色系で別表1の推奨色とすることにより、新港地区としてまとまりのある街並みをつくる。	6 色彩に関する事項 建築物の外壁及び工作物の色彩は、マンセル表色系で別表1の推奨色とすることにより、 <u>みなとみらい21新港地区</u> としてまとまりのある街並みをつくる。
7 屋外広告物に関する事項 (1) 省略 (2) 建築物又は工作物の低層部に設置又は表示する屋外広告物は、賑わいに効果的なデザインや色彩等を工夫し、別表2に示す質の高い広告景観を創出する。	7 屋外広告物に関する事項 (1) 省略 (2) 建築物又は工作物の低層部に設置又は表示する屋外広告物は、賑わいに効果的なデザインや色彩等を工夫し、別表2に示す質の高い広告景観を創出する。
別表2	別表2
	行為指針
屋外広告物の総量	省略
表示内容	省略
デザイン・配置	建築物デザインとの調和や新港地区の景観に配慮し、過度の自己主張とならないものとする。 省略
照明	点滅式のものや著しく高輝度のものを避け、新港地区の夜間景観の演出を阻害しないものとす
	行為指針
屋外広告物の総量	省略
表示内容	省略
デザイン・配置	建築物デザインとの調和や <u>みなとみらい21新港地区</u> の景観に配慮し、過度の自己主張とならないものとする。 省略
照明	点滅式のものや著しく高輝度のものを避け、 <u>みなとみらい21新港地区</u> の夜間景観の演出を阻

現行		変更の案	
	る。 低層部に設置する屋外広告物の照明は、新港地区の夜間景観と調和しながらも積極的に街の賑わいを演出するものとする。		害しないものとする。 低層部に設置する屋外広告物の照明は、 <u>みなとみらい21新港地区</u> の夜間景観と調和しながらも積極的に街の賑わいを演出するものとする。
音による広告装置	省略	音による広告装置	省略
立看板等（可動式のもの）	省略	立看板等（可動式のもの）	省略

(3) 催事等のために一時的に設置するものは、別表3を目安とし、質の高い広告景観を演出する。

別表3

屋外広告物の種類	設置の目安
外構のフェンス、手摺りその他これらに類するものに設置する屋外広告物	新港地区における景観計画に定める壁面看板の基準
広告旗、のぼり旗、その他これらに類するもの	省略
立看板（可動式のもの）	省略
壁面看板、そで看板、広告塔、広告板	新港地区における景観計画に定める壁面看板の基準

(3) 催事等のために期間又は時間を限定して設置等するものは、別表3を目安とし、質の高い広告景観を演出する。

別表3

屋外広告物の種類	設置等の目安
外構のフェンス、手摺りその他これらに類するものに設置する屋外広告物	<u>みなとみらい21新港地区</u> における景観計画に定める壁面看板の基準
広告旗、のぼり旗、その他これらに類するもの	省略
立看板（可動式のもの）	省略
壁面看板、そで看板、広告塔、広告板 <u>(活力ある街並みの形成等に特に寄与すると認められる催事等のために設置等するものを除</u>	<u>みなとみらい21新港地区</u> における景観計画に定める壁面看板の基準

現行		変更の案	
非自己用広告物の設置について	省略	く) 非自己用広告物の設置 <u>等</u> について	省略
8、9 省略		8、9 省略	
10 夜間景観の演出に関する事項		10 夜間景観の演出に関する事項	
(1)、(2) 省略		(1)、(2) 省略	
(3) 夜間景観を演出する照明は、温かみのある色温度 3,000 ケルビン程度の光源を用いる。		(3) 夜間景観を演出する照明は、温かみが感じられる電球色程度の色温度の光源を用いる。 <u>ただし、期間又は時間を限定した催事等のために演出するもので、みなとみらい21新港地区にふさわしい賑わいの演出に寄与すると市長が認めた場合は、この限りでない。</u>	
(4) 水際線の照明は、水面への映り込みを意識して低位置に連続して行うなど、海からの眺望や周辺地区からの見下ろし景観を演出する。		(4) 水際線の照明は、水面への映り込みを意識して低位置に連続して行うなど、海からの眺望や周辺地区からの見下ろし景観を演出し、かつ、夜間の安全性と周囲への眺望を確保する。	
(5) 省略		(5) 省略	
(6) 橋梁の照明は、“島”への玄関であることを認識できる演出を行う。		(6) 橋梁及び汽車道の照明は、“島”への玄関であることを認識できる、特徴を生かした演出を行う。	
		(7) 万国橋及び新港3号線の照明は、隣接する関内地区とのつながりが感じられる演出を行う。	
		(8) 赤レンガ倉庫及びハンマーHEADクレーンの個性を演出する照明とする。	

都市景観協議地区図

